

第2回 第四次長野市子ども読書活動推進計画策定委員会 会議要旨

- 【日 時】 令和4年7月25日（月） 午後2時～午後3時30分
- 【場 所】 第一庁舎4階 教育委員会室
- 【出席者】 委 員 石井春恵委員 伊藤直子委員 岡田まみ委員 小林洋子委員
西澤久美子委員 林明美委員 渡邊望委員
事務局 藤澤教育次長 勝野教育次長
長野図書館長 南部図書館長 健康課長補佐 こども政策課長
教育委員会総務課長 学校教育課長
（家庭・地域学びの課）野池課長 前田補佐 古平係長 西村主事

- 【会議内容】 1 開会
2 委員長あいさつ
3 協議事項
（1）策定委員からの意見・要望について
（2）第四次計画体系図（素案）について
（3）その他
4 閉会

<次第>

3 協議事項（1）について

委 員： 資料1の16番について、家庭・地域学びの課から、大人も含めて（の読書活動推進）という提言があり、それを考えるとやはり家庭が基盤になると思う。家庭・地域学びの課が、家庭へどのように働きかけていくことができるかという、公民館や図書館になってしまうのだが、大人にも働きかけるという今回の方針から言ったら、学校が担うところも大きいと思う。多様な家庭へ働きかけることは非常に難しいことだと思うが、学校教育の現場からの家庭への働きかけについても第四次計画に盛り込んでどうか。

委員長： ありがとうございます。前回の策定委員会でも、この先、子どもの読書を推進するためには大人の読書を推進していかないと難しいのではないかというご意見をいただいている。次回以降にももう少し具体的に話が煮詰まっていくかと思うが、せっかくお話が出たので、委員の皆さんや関係課の皆さんから、大人へのアプローチについての課題やご意見、ご提案はあるか。

委 員： 資料1の1番の学校教育課の回答は、「核家族が増え親も忙しくしており、家庭

において読書の習慣を身に着けることが難しくなっている」としている一方で、最後の段落で「学校で読書を促す取り組みを行うことも大事であるが」と書かれている。この表現については、（家庭における読書習慣の形成が難しいにも関わらず、家庭で読書習慣形成のための取組を行うことが大切であるという意味に捉えることができ、）一貫性が無いと受け取られかねないのではないかと危惧をしている。

（子どもの読書推進のための基盤を）家庭に、大人に、という視点については理解できるが、何でも家庭に任されても困るかと思う。第四次計画で「大人」という文言を出して提言するのであれば、その窓口がどこかということをしきりと整理しておかないと実際に答申を出すときに困ると思う。

委員長： ありがとうございます。何か（具体的な）ご提案はあるか。

委員： 「大人」という言葉が出たときに、困ったなと感じた。学校から家庭に対して読書カードを持たせて親子で読書をしてくださいと言っても、取り組むことができる家庭とできない家庭がある。家庭の状況があまりにも多様化しているため、家庭への働きかけについて具体的な文言として提言することは非常に苦しい。読書旬間中の親子読書という形で、学校での読書活動にもう少し力入れるという方向であれば、子供を通して親にも働きかけることができる。今のところはこれしか手がないのかなと思っている。

委員長： ありがとうございます。大人や家庭に（働きかける）という部分については、この先も話を進める必要があると思う。このことでも、その他でも結構であるが、ご意見はあるか。

事務局： 委員のおっしゃる通りである。私どもとすれば、このままいくとどんどん悪い状況になっていってしまうのではないかと危惧している。今までも様々なアプローチを行ってきたが、（第四次計画では）それを継続するということ、また、関係部署が連携をとって取り組むことで現状が悪くならないようにできれば良い、改善すればさらに良いと考えている。今後、施策の体系や具体的な施策の内容についてご覧いただくが、その際にまた委員の皆さまからご意見をいただければと思う。

委員長： 難しいからといって手を打たないとマイナスの方向に進む可能性もある。現状維持もプラスと考える必要がある部分もあるかと思う。その他にご意見はあるか。

委員： 現在は分からないが、司書教諭が学校に位置付けられた頃、小学校では司書教諭の授業時間数を減らし、司書教諭と図書館司書が連携して図書館教育や図書館業務を行っていた。しかしながら、クラス担任と司書教諭の業務の両立は大変難しかった。学校司書が法制化されたことで、学校司書が学校の図書館教育の窓口という印象を受けるが、前回の策定委員会で学校司書は勤務時間が短かったり、やりたいことができなかったりという状況だというお話もあり、学校の図書館教育の中核としての司書教諭、また、司書教諭との連携の上での学校司書と位置付けていくべきかと思う。

委員長： ありがとうございます。司書教諭の現状についてご存知の方はいるか。

委員： 司書教諭は、12 学級以上の学校に配置するという決まりになっている。本来であれば司書教諭が学校内の読書活動全てを司らなければならないが、授業時間数の配慮は無いのが実情である。県の司書教諭委員会において、全県の司書教諭の声を聞いたが、（司書教諭としての業務を）やりたいけれども目の前の教科学習の準備等があり、学校司書に頼ってしまっているのが実情ということであった。司書教諭と学校司書が連携をして、読書活動に邁進するのが本来の姿だと思うが、現場は悲鳴に近いものを抱えている。

先ほどの意見に関わって、多様な家庭環境がある中で、大人へのアプローチの方法で良いなと思ったのが、資料1の12番の家庭・地域学びの課と健康課の対応・回答の部分である。他との繋がりが無いご家庭に、家庭訪問で絵本を渡すという対応しているということで、やはり本をつなぐのは人であると思う。この人の紹介した本なら読みたい、と思うことと似ていると思うのだが、これがとても大事なことだと思う。

過去に勤務した学校では、PTA の読み聞かせのグループがあった。これは、有志ではなく PTA に一つの部会としてあるもので、例えば学級副会長さんが子ども達の前で読み聞かせをするときには、その（読み聞かせの）ために本を探し、どの本がいいだろうと悩んで、夜遅くまで図書館で本を選んだりされていた。また、仕事で読み聞かせの時間に学校に来ることができない場合には、読み聞かせの様子を事前に撮影し、全校児童に動画を流すという工夫もされていた。子ども達への読み聞かせのために時間を割くことで、親御さん達にも学びがある。学校としてできることはこのような取組ではないかと思う。学校司書を巻き込んで何かをするというのは過重かなと思う。

委員長： 貴重なご意見どうもありがとうございます。司書教諭の現状等について大変勉強になった。他にご意見はあるか。

委員： 保育園は多忙な家庭のお子さんをお預かりしているので、お母さんたちに「～せねばならない」ということはできるだけ少なくし、子供を中心に親を巻き込む形をとっている。先程の読み聞かせ動画のお話に関連して、保育園で新型コロナウイルス感染症が流行した際に、保育園でも家庭で過ごす子どもたちが楽しめることを提供できないかということで、毎日何かしらの動画を配信した。歌を歌ったり、体操をしてみたりしたが、子ども達と保護者に好評だったのが職員による絵本の読み聞かせである。毎日先生たちが順番で絵本を選び読み聞かせ動画を配信すると、子ども達はその動画を1日何回も繰り返し見ているということであった。

先生の読み聞かせ動画が子どもや保護者にとって癒しの場であり毎日楽しみにしてくれていたということは大変嬉しかった。また、読み聞かせ動画をきっかけに図書館で本借りたり、絵本に出てきた食べ物を見て食への興味に繋がったりした

という話もあった。これからの時代、動画という形で身近な人の声を届けるという取組も必要なのではないかと思った。

委員： 今のお話にヒントがあるような気がする。知り合いの若いお母さんが、ご飯の支度をするときに、NHKの「おかあさんといっしょ」を見せておくと、子供がじっとしていると話していたことと似ているような気がするのだが、学校での読み聞かせや市立図書館でのおはなし会の様子を撮影したものを（インターネットに）あげて、そこにアクセスすれば家庭でいつでも読み聞かせを聞くことができるというような、本に親しむためにメディアを活用した発信をすることはできないだろうか。

委員長： IT、ICT活用というところだと思う。電子媒体のメディアから遠ざけたいがために図書を勧めたい、けれども、図書を勧めるためにそれを使うという、面白い発想だと思う。おやつ本とごはん本の話ではないが、メディアの中でも聞いて欲しい本の読み聞かせに耳を傾ける時間を作るというのは一つの方法ではないか。市の予算や技術的な部分等別の問題も出てくるかと思うが、一つの方向性のヒントだと思う。

委員： 著作権の関係が大きな問題になってしまうかと思う。

委員長： なるほど。既成のお話や絵をネットに載せて流すということは非常に難しい。また、それを配るにしても無断で配るわけにはいかない。

委員： 子ども広場でも、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う閉館中に絵本の読み聞かせをオンラインに載せたいと思い著作権の申請を沢山出したのだが、ほとんどが通らなかった。申請が通った所も少しはあったのだが、期間限定や読者限定であれば良いということであった。Youtubeも専用チャンネルで特定の人しか見ることができないものであれば良いのかと思うのだが、その辺りが難しかった。

委員長： （読み聞かせ動画の配信は）やはりハードルが高い。他にご意見はあるか。

委員長： ではひとまずここまでとして、次の議題に移ってもよろしいか。今いただいたご意見を参考にさせていただきながら計画の体系ができて、その中に具体的な取組をどう盛り込んでいくかというところで今の話をもう少し深めていくことができるかと思う。

3 協議事項（2）について

委員： 施策3（8）に、「特別な支援を必要とする子どもの読書環境の充実」を新たに追加していただき、大変ありがたいと思う。

GIGAスクール構想に関わって、学校には1人1台端末が配備されており、調べ学習でも活用しているところである。電子図書の導入が始まることについても学校司書共々関心が高いのだが、学校図書館と電子図書との連携について、施策3・施策4・施策6のどこに入れるのが良いのかお諮りしたい。

委員長： ありがとうございます。施策6に書かれている電子図書というのは、あくまでも市立図書館での導入ということなので、それを学校図書館や学校司書とうまく繋ぐことができると良いのではないかというご提案かと思う。

委員： 子供たちは自分の端末を使ってネットで色々と調べるのであるが、そこがうまく電子図書と繋がれば良いなと思うところもある。現在、調べ学習の時には市立図書館から団体貸出しを利用して本を借りてきている。

委員長： 今現在、学校の端末（配備）はどのような状況か。

委員： 小学1年生から中学生まで、端末は1人1台全員に行き渡っている。

委員長： 小学校・中学校の1人1台端末から市立図書館の電子図書への紐づけというのはこの先、可能になる予定なのか。

事務局： 今回、市立図書館で始まる電子図書に関してはアメリカのオーバードライブという会社と契約するのだが、1ライセンス1アクセスが大原則となっている。一つの教室の生徒全員が同じ本を開いて朝の読書会をできるような形も検討したが、今回の会社の場合は不可能ということであった。会社によっては学校に限定した形で、同じ教室の皆が同じ本を一斉に開くことができるシステムもあるようなのだが、今回は県立図書館も市立図書館も一般の市民ユーザー向けという前提であるので、学校では使いにくい形となっている。

8月5日の電子図書の開始時点で、有料図書として、およそ8,000冊を購入するのだが、それは確実に1ライセンス1アクセスとなる。それ以外に太宰治や芥川龍之介などの著作権の切れている青空文庫も、電子図書として約10,000冊を装備する予定である。これについて、同時アクセスが可能かどうかは現在メーカーと調整中であり、同時アクセスが可能だということになれば、学校の読書会等で全員同じ書籍を開きながら読み合わせをすることも可能だと考えられる。

委員長： 1ライセンス1アクセスについて、端末一つずつにライセンスをつけることはできないのか。

委員： ライセンスというのは1冊の本という意味である。

事務局： 本は1冊2,500円から4,000円程度するのだが、その1冊の本にアクセスできるのが1人だけということである。例えば、1週間（本を）借りるといったらその1週間は、1人が（その本を）占有してしまうので、他の人は一切触ることはできないという形になる。

委員長： 実際に図書館で本を借りることと同じで、誰かが借りていたら他の人は見ることができないということですね。調べ学習をする際に、クラスの誰かが（1冊の電子図書に）アクセスしてしまうと、他の人は（その電子図書を）見たくても見ることができない。そこが上手く紐づくといい。

委員： 子ども達には本や図鑑で調べて欲しいのだが、やはりネットの方が早いので、ここにジレンマがある。電子図書なら安心だと思ってしまう。

委員： 施策4（8）に関して、以前、信濃毎日新聞で山間地の小規模校においては市立図書館と市内便で本をやりとりすることが可能になったという記事を見たのだが、施策4（8）の学校司書と図書館の連携というところで、山間地だけでなく市内全ての学校で市内便を利用した本の貸し借りが可能になることはあるのか。

事務局： 現在、南部図書館では大岡小学校、信更小学校など中山間地域の6校には、市内便を利用して本を送ることができるが、それ以外の学校には市内便で本を送ることはできない。市内便の車の大きさにより運ぶ荷物の量には制限があり、1回の市内便につき1校あたり10冊までという制約がある。

市内全ての学校で市内便を利用して本の貸し借りを行うことは難しく、それを補う形で現在試行しているのが、今年の1月から試行している本の置き置きサービスであり、市内全ての学校で利用可能なものである。これまでは、学校司書が来館し、その場で本を選んでもらって貸し出すという形であったのだが、ネット上で図書館にどのような本があるのかはある程度分かるので、本のタイトルや、「こういう調べ学習をしたいのでこういう系統の本を借りたい」とリクエストをしてもらえば、（司書が）本を選んで、置き置きしておくことができる。先生方が来館された時に、すぐに用意してある本をお渡しできるので、極端なことを言えば閉館10分、15分前に来館しても本を借りることが可能である。

委員長： ありがとうございます。実際にそのやり方で貸し出すケースというのは多いのか。

事務局： 具体的には分からないが、そこそこあるようだ。

委員長： ありがとうございます。借りるのが不便だから本を見ない、というのがどれぐらいの割合であるのか、課題の大きさとしてどうなのかということを考え、それが大きいのであれば大きく手を入れる必要があるが、あまり上を見過ぎても現実的ではないので、本当に必要なところに手が届く計画にできたらと思う。実際に、本を借りたいけれども学校に本が無いんだよね、と思っている子どもがいるのであればそういう活動をもう少し広めていけると良いと思う。

委員長： 他にご意見はあるか。（施策を）増やしていくと、この先もどんどん増えていってしまうと思うのだが、何か削っても良い部分というのはないか。保育園や学校もそうだが、良い取り組みを足すと最終的に子どもが忙しくなり、良くない循環になってしまう。この計画の中には、無理なく実施できていることも含まれているので、それほど負担が大きくならなければ良いのだが、今ある施策で手一杯のところプラスアルファということになると、どこかに大きなしわ寄せがくるのではないかとことを危惧している。この先、具体的な施策を考える時でも構わないのだが、施策を足した分だけ削ることができるかと計画としては良いのではないかと考えているので、一緒にご検討をいただきたい。

委員： 施策5は、項を建てるのではなくて、施策1・施策2・施策3の中に入れることはできないか。例えば、施策5の（2）は、市立図書館や県立図書館で取り組むべ

きことなのではないかと思う。大人という視点があるから、項として打ち出しているのだと思うが、それぞれの項の中に盛り込んでいくという考え方もあると思う。

事務局： 子供の読書に関わって、大人の読書環境を何とかしようというのが（第四次計画の）メインになっていきそうなので、まずは、これに基づいた具体的な施策を見て判断していただくのはいかがか。おっしゃる通り、項建てせずに各項の中に入れた方が良いという議論は当然あるものだと思う。

事務局： 大人の読書推進にあたり、例えば、学校では学校司書も他の先生も多忙である。そのため、大人の読書の推進を学校だけに任せるとするのは、やはり厳しいところもあると思うのだが、そうは言っても学校でできることもあるので、工夫して何かできば良いと思う。また、学校以外のところでの大人の読書の推進に関しては、委員さん方から様々な視点でのお知恵をお借りしたいと思っている。

委員長： ありがとうございます。この場ですぐに思い浮かぶことはすでに実施されていることだと思うが、大人の読書推進に関して何かアイデアはあるか。

委員： かつて公民館に関わったことがあるのだが、「ビブリオバトル」という企画は、地域の小さな書店などに声をかけ、大人が大人を呼び込んで毎回異なるメンバーで本の紹介を行うものである。私自身がそうだったのだが、自分が全く知らない世界の本を手取るきっかけにもなる。公民館という組織の中で図書館を位置付けていくことは、本当に草の根の歩みなのだが、今までそういうところを意識している公民館は少なかったと思う。大人の読書に関しては大人の学校である公民館で、家庭・地域学びの課が市全体で取り組むという姿勢で働きかけをしていくことが大事ではないかと思う。

委員： 子どもがまだ小さいので、本は購入している。図書館には行けていないのだが、書店には子どもが行きたいと言うので、行った時に本を購入するが、今は読みたい本が本棚にずらっと並んでいる状態で読むことができていない。大人に本を読ませるにはどうしたら良いのか、自分だったらどうすれば本を読むことができるかと考えていたのだが、外での仕事や家事を終えた後、自分の時間ができた時にはドラマも見たいし、Youtubeも見たいと思い、目の前に本が沢山あってもなかなか手が伸びない。

委員長： 本を読むには少しまとまった時間が欲しいですね。10分しかないと初めての本を読むのはちゅうちょしてしまう。

委員： 本にのめり込むとずっと読み続けることができるのだが、そこにいくまでには10分では足りない。子どものいる親が本を読むことは本当に難しいと思っており、子どもが大きくなったら読もうと若干諦めて本を溜め続けている状態になってしまっている。保育園や幼稚園の小さいお子さんがいるお母さんは、さらに本を読むことが難しいと思う。

委員： 市立図書館で年に1回だけでも良いので朗読して、それを聞くことができるよう

にすることはできないだろうか。

事務局： 視覚障害者向けの録音図書というのは用意されている。それはボランティアの朗読を録音したもので、視覚障害のある方から要望があればその CD をお貸ししている。

委員： それを借りたいという希望があれば借りることはできるのか。

事務局： 長野図書館には障害者ライブラリーという施設があり、視覚障害者の利用登録が、今現在 108 人程ある。ボランティアによる朗読を録音した CD や点字図書を郵便で貸出し、また郵便で返却してもらうという事業を実施しているが、一般の方が利用できるものではない。

委員： （視覚障害者向けの図書を）一般の人に貸し出してはいけない決まりがあるのか。

委員： 法律がある。

委員長： 一般の人向けに作られているもの、例えばハリーポッターは俳優さんが朗読している CD があったかと思うが、このようなものを図書館に入れて貸し出すというのは可能なのか。

事務局： 調べてみないと分からないが、有料で販売されているものはある。長野図書館では映画も所蔵しているが、一般の購入価格の 10 倍程の価格である。

委員： 市立図書館にあるのは、館内で上映できるものだけである。他に貸し出しができるものになると、価格はさらに高くなる。

（修正：長野図書館にあるのは、館内で上映できるものと閲覧席で視聴できる DVD である。DVD の貸出は行っていないが、朗読用 CD の貸出は行っている）

事務局： 価格の点から、そのようなものを購入して貸し出すことは厳しい状況である。図書館が一般の価格で本を購入して、無料で貸し出すことができるということは特別なことである。

委員： 今の話の中で明らかになったのは、子育て世代の大人が読書をするのが厳しい状況にあり、それを改善する手だてが無いということである。公民館に来ることができる人は子育てを終えた世代が多いため、若い世代への働きかけというのは悩むところである。

委員長： そうですね。そこを第四次計画でなんとかしたいと思うのだが、非常に難しい。物語が音として耳に入ってくれば何かをしながらでも聞くことはできるか。

委員： 音楽や Youtube、英会話と同じように、料理や洗濯をしながら聞くことができる。イヤホンを使えば、寝ている子どもを起こさずに自分だけで聞くこともできる。

事務局： 視覚障害のある方で、自分で読み上げソフトを組み込みパソコンの画面を“声で見えて”操作されている方もいる。電子図書についてもそのようなことが可能なものもあるのだが、残念ながら、今回電子図書館のスタートに伴って契約した会社についてはそのようなことが難しく、調整中である。今後、著作権の切れているもの等については読み上げソフト等を使って読み上げることが可能になるかもしれない

が、8月5日の電子図書館のスタートの時点では、難しい状況である。

事務局： 子どもに対しても大人に対しても特効薬はなかなか無いと思う。先ほどのお話にあった草の根運動的なことから、それぞれの学校、公民館、図書館、あるいは企業において、広報活動等で少しずつ動いていければ良いのかなと思う。（読むことができなくても）本を買ったということは非常に大きなことだと思う。些細なことでも何かできることを教えていただければ、ありがたいと思う。

委員長： 私も（何ができるかを）気にしながら、生活していこうと思う。全体を通して、何かご意見等があればお聞かせいただきたい。

委員： 自分が子どもの頃は家に本が沢山あったが、そこには行かずテレビばかり見ていたと思う。お子さんのいる方と一緒に仕事をしてきて、PTAの皆さんは学校の行事等で大変忙しく、大変だということを感じている。

委員長： ありがとうございます。他に委員の皆さん、関係課の皆さんからご意見はよろしいか。